

仙台市保健衛生部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

韓国産活ひらめの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりベンジルペニシリン（0.11ppm）を検出し、食品衛生法第 11 条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、輸入者からはすでに全量消費されている旨報告を受けているところですが、念のため確認願います。なお、当該品が確認できた場合にあっては国内における販売等されることがないように対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせて願います。

記

品名	活ひらめ
届出数量	1 バルク 2.33 トン
輸出国	韓国
産地又は製造者	韓国
輸入者	勢雄物産株式会社 宮城県仙台市太白区坪沼沼尻 168
届出先	福岡検疫所門司検疫所支所（下関分室）
届出年月日	平成 23 年 1 月 26 日
輸入届出受付番号	第 92004275521 号 1 欄
検査結果	ベンジルペニシリン（0.11ppm）検出
違反確定日	平成 23 年 2 月 10 日